

発議案第17号

憲法第25条に基づく社会保障制度の拡充を求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成25年9月13日

八千代市議会

議長 松井秀雄 様

提出者	八千代市議会議員	堀口明子	㊟
賛成者	八千代市議会議員	中村健敏	㊟
	同	皆川知子	㊟

提案理由

国に対し、国民に痛みを求める「制度改革」はやめて、憲法第25条に基づく社会保障制度の拡充を求めるものである。

これが、本案を提出する理由である。

憲法第25条に基づく社会保障制度の拡充を求める意見書

社会保障制度改革推進法に基づいて設置された社会保障制度改革国民会議は8月6日、最終報告書をまとめ安倍晋三首相に提出した。「国民会議」が提出した報告書の内容は、医療・介護・年金・保育の各分野にわたり、全世代に「痛み」と「我慢」を求めるものとなっている。その内容は、70から74歳の医療費窓口負担を1割から2割に引き上げ、「要支援1、2」認定者を介護保険給付から外し、介護保険利用者の利用料引き上げ、年金額引き下げ、年金支給開始年齢先延ばし、保育では株式会社化を認め公的保育の責任を放棄し、負担増と給付削減を求めているのである。

「国民会議」設置の根拠である社会保障制度改革推進法では、社会保障の「納付（負担）に見合った給付」を掲げ、改革方向は「『自助・共助』を基本とする『自己責任』」「効率化・重点化」「社会保障費の財源は消費税で」を基本に推進するとしている。これでは、国民に対し一方的に増税や負担増の「痛み」と給付削減の「我慢」を強いる計画しか出てこないことになる。

憲法第25条は「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」（生存権）を保障するために、国は社会保障の「向上及び増進に努めなければならない」として、国の義務を明確にしているのである。

その立場からの社会保障の再生と拡充、財源確保が求められている。社会保障の再建には、軍事費や大型開発など無駄と浪費の一掃と、富裕層・大企業優遇の不公平税制を正せば財源は確保できる。さらに、「応能負担」に基づく税制改革と国民の所得をふやす経済改革を実行すれば、消費税に頼らずに社会保障を先進国並みに引き上げることができるのである。

よって、本市議会は国に対し、国民に痛みを求める「制度改革」はやめて、憲法第25条に基づく社会保障制度の拡充を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月27日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様

厚生労働大臣様